

船客傷害賠償責任保険の限度額引上げ

利用者保護の強化の観点から、船客傷害賠償責任保険について、現行の基準より高い賠償限度額への引上げを行うとともに、各事業者が締結している保険に関する内容の公表の取組を進める。

具体的な方針

<引き上げ額>

- 許可事業者: 3,000万円 → 1億円 に引上げ
- 届出事業者: 3,000万円 → 5,000万円 に引上げ

(ただし、保険の加入状況や商品構成の変化を踏まえた将来の保険料の限度額の引上げ状況も踏まえつつ、今後1億円を推奨していく。)

許可事業者: 一般旅客定期航路事業
旅客不定期航路事業
届出事業者: 人の運送をする内航不定期航路事業
人の運送をする内航貨物定期航路事業

<保険金額の公表>

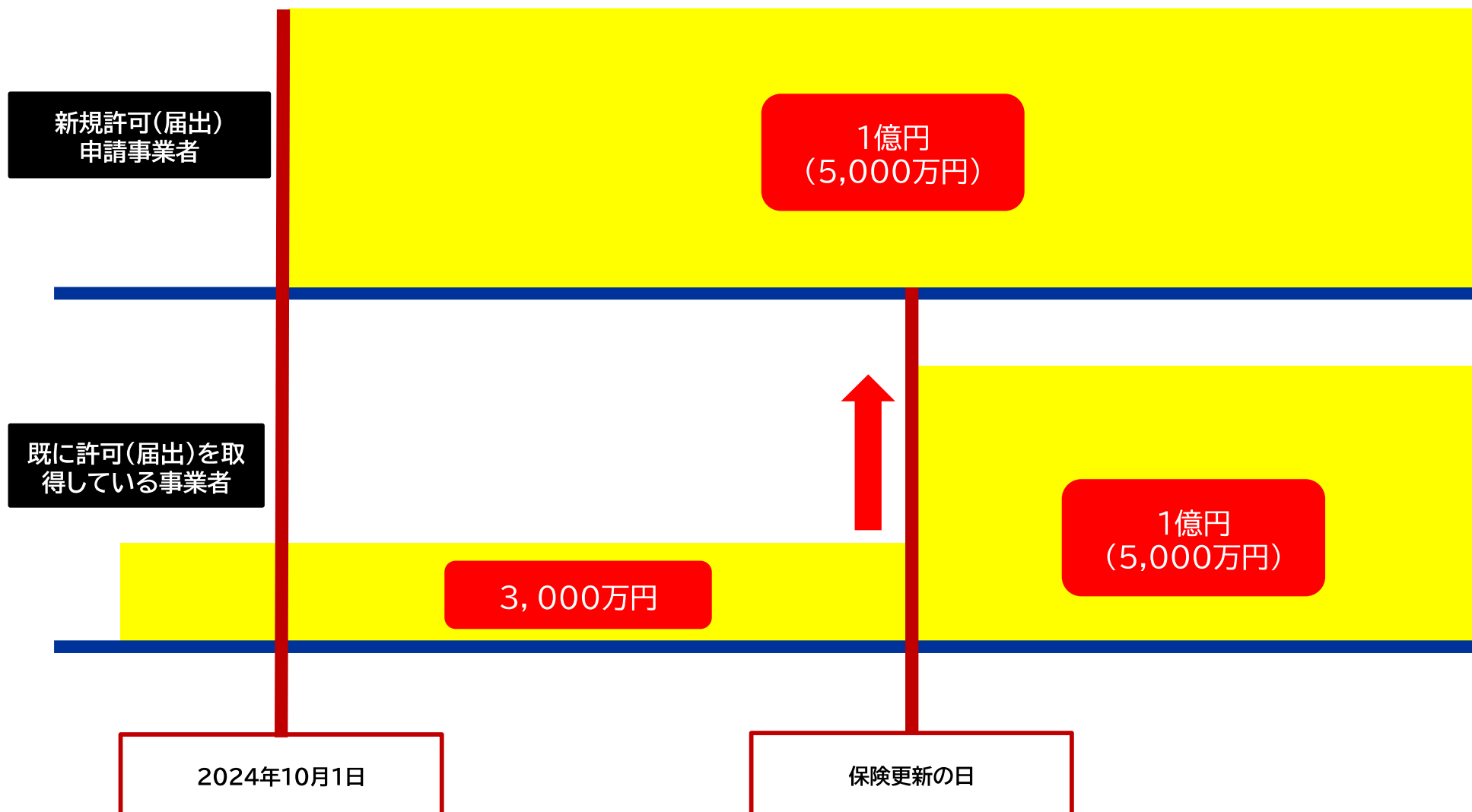
- 運送約款に1億円(5,000万円)以上の保険契約を締結している旨を記載することで旅客に対しての公表を行う。
⇒各事業者の運送約款を改正

<施行予定日>

- 令和6年10月1日

(ただし、現に締結されている保険については、有効期間まで有効であるため、次回の保険の更新時に引き上げを行う。)

経過措置の考え方



各事業者の手続き

- ・標準運送約款を適用している許可事業者
- ・届出事業者

<令和6年10月1日から>

事業者



運送
約款

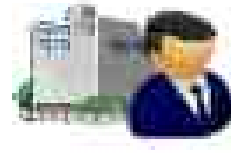
各事業者において改正

- 標準運送約款を適用している許可事業者または届出事業者においては、令和6年10月1日以降の保険更新の日に運送約款の記載事項を変更すること。

- ・標準運送約款を適用していない許可事業者

<令和6年10月1日から>

事業者



運送
約款

変更申請



運輸局



- 標準運送約款を適用しておらず、独自の運送約款を適用している許可事業者においては、令和6年10月1日以降の保険更新の日までに運送約款の変更の認可を取得すること。

1億円(5千万円)の保険に加入していることが確認できなかった場合、海上運送法第19条の2に基づく保険契約締結命令を行うことがあります。